

質問第二五三号

湖沼の除染に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年九月六日

上野通子

参議院議長 平田健二殿

湖沼の除染に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故によって、周辺地域の湖沼にも放射能汚染が広がり、地域住民や自治体などの関係者が除染に頭を悩ましている。湖沼では放射性物質が流出せず沈殿することから、長期間にわたって放射線量の高い状態が継続する恐れもある。これに関連して、以下のとおり質問する。

一 放射能汚染の被害を受けた湖沼周辺では、漁業者や自治体が懸命に除染に取り組んでいるが、河川ほどの効果は上がっていない。政府として湖沼の除染について今後どのような技術指導をしていく方針なのか、明らかにされたい。

二 湖沼における除染の停滞は周辺漁業や観光産業にも大きな悪影響を及ぼしている。東京電力による補償の在り方を含めて、政府が関連事業者への支援策を抜本的に再検討する考えはないか、見解を明らかにされたい。

右質問する。

